

○河北町環境基本条例
平成14年3月18日条例第2号
河北町環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造（以下「良好な環境の保全等」という。）について基本理念を定め、町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、将来の世代に継承していくための良好な環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 良好な環境 土地利用、人口等の社会環境及び植物、動物等の自然環境との調和によつて生じる快適性、利便性、安全性に優れた質の高い環境をいう。

(3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分において、環境への負荷を生じさせる原因となる活動を防止し、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全等についての基本理念は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承できるよう適切に行う。

(2) 自然の生態系が健全に維持されるよう配慮するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを保ちながら、人と自然との共生が確保されるよう適切に行う。

(3) 環境の復元能力には限度があることを、町民共通の認識とし、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、すべての者が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行う。

(4) 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、私たちの生活が生産、流通、消費等と密接なかかわりを持つことから、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進する。

(町民の責務)

第4条 町民は、前条に定める良好な環境の保全等に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用等、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのつとり、事業活動を行うに当たつては、当該事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、基本理念にのつとり、物の製品、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たつて、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのつとり、環境の保全上の支障を防止するため、必要な情報の提供に努めるものとする。

4 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのつとり、その他事業活動に関し、環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

(町の責務)

第6条 町は、基本理念にのつとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする。

(施策の基本方針)

第7条 町は、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、実施するに当たつては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が将来にわたつて良好な状態に保持されること。

(2) 生物の多様性の確保が図られること。

(3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の状況に応じて適正に保全されること。

(4) 廃棄物の発生抑制及び適正な処理並びに再生資源の利用等による循環的な利用を推進し、環境への負荷の低減が図られること。

(5) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(6) 自然と調和した潤いと安らぎのある良好な都市景観を形成するとともに、文化財、歴史的建造物その他の環境の文化的構成要素の保全及び活用を図り、快適な生活環境が創造されること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、町の良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るための基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の保全等に関する目標と総合的かつ長期的な施策の方向

(2) その他良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ河北町環境審議会の意見を聴くものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たつての配慮)

第9条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図り、良好な環境の保全等に配慮しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第10条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 公害の原因となる行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為

(3) その他人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれのある行為

(良好な環境の保全等に関する教育及び学習の推進)

第11条 町は、町民及び事業者が良好な環境の保全等に関し理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、良好な環境の保全等に関する教育及び学習の推進について、必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の環境保全活動の促進)

第12条 町は、町民、事業者及び民間の団体（以下「町民等」という。）が、自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第13条 町は、良好な環境の保全等に関する教育及び学習の推進並びに町民等が自発的に行う活動の促進のため、個人及び法人の権利並びに利益の保護に配慮しつつ良好な環境の保全等に必要な情報を提供するように努めるものとする。

(調査等の体制の整備)

第14条 町は、環境の状況を把握し、良好な環境の保全等に関する施策を実施するために必要な調査、測定の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第15条 町は、町民、事業者及び町がそれぞれの役割に応じ、かつ相互に連携して地球環境保全に資するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、関係機関と協力し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、町は、地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

(町民等の意見の施策への反映)

第16条 町は、町民等の意見を良好な環境の保全等に関する施策に反映させるために、必要な措置を講ずるものとする。

(公表)

第17条 町長は、環境の状況、良好な環境の保全等に関する施策について、公表するものとする。

(環境審議会)

第18条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、河北町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議するものとする。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) その他良好な環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会の委員は、10人以内で組織し、町長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。

5 委員は、再任することができる。

6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。